

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	NPO・ボランティア団体との連携の強化			重点項目番号	1					
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現状】 市民活動支援センターにおいて住民自治活動、NPO活動、ボランティア活動など市民活動の情報収集及び提供を行っている。 住民自治の活動拠点として地区市民センター(自治センター)の整備推進中である。			番号	②					
	【問題点、必要性】 これまでのように、行政があらゆる公共的分野に関与するのではなく、住民自治活動やNPO、ボランティア活動と行政が補完性の原則に基づき、それぞれの特性や能力に応じ役割を分担し、共に地域社会に求められる「公」を担っていく必要がある。			担当課(執行する課)	生活環境部市民生活課					
	【現状の客観的な説明】 自治基本条例で市民、住民自治や行政の役割を規定しており、住民自治など(市民活動)への支援機関の設置と支援を市の義務としている。			責任者名(執行責任者)	市民生活課長 坂口 孝一					
				担当課電話番号	22-9639					
対象等(なにが、だれが)	行政と住民自治協議会、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体				【金額】					
成果(対象がどうなるのか)	市民の主体的な市民活動への参加・参画が増え、市民と行政による協働のまちづくりが行われる事により、住民自治が促進され、行政のスリム化が進む。(地域内分権・組織内分権の確立)			財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	【算定根拠】					
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 住民自治協議会・NPO法人等の団体・活動情報を収集し、情報提供・共有することで市民の市民活動への参加を促進する。各地域で住民自らが自治活動を行う拠点として、地区市民センター(自治センター)の設置を進める。			特記事項	※ブログ…個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的なWebサイトの総称					
	【目標数値】 《最終目標》 伊賀市の協働のしくみ(ルール)に基づく、市民、企業、行政による新たな連携・協力関係による、分権・自治のまちづくりが市民主体で行われている。 《平成20年度の目標》 市民活動団体情報の収集を行うとともに、市民活動団体自らが団体・活動情報を市民に提供する支援を行う。市民活動に関する交流会や情報交換会、セミナー等へ参加し、情報の収集、提供、共有を行い情報収集機能の強化を図る。伊賀市の協働のしくみづくりに参画する。地区市民センター(自治センター)の整備を進めるとともに指定管理者制度導入の検討を行う。 《平成21年度の目標》 市民活動団体情報の収集を行うとともに、市民活動団体自らが団体・活動情報を市民に提供する支援を行う。市民活動に関する交流会や情報交換会、セミナー等へ参加し、情報の収集、提供、共有を行い情報収集機能の強化を図る。伊賀市の協働のしくみの定着をはかる。地区市民センター(自治センター)の整備を促進するとともに指定管理者制度の導入の検討を進める。 【目標の客観的な説明】 自治基本条例や行財政改革大綱において、補完性の原則に基づき市民と行政の協働が定められている。									
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目)(何をどれだけやるのか)	活動指標名	目標値	定義・算定式	行程表(いつまでにやるのか)						
				平成20年度		平成21年度		平成22年度		
				4月	10月	4月	10月	4月	10月	
	住民自治活動・NPO活動の情報収集・提供			← 実施 →						
	市民活動団体情報の収集	(現在97団体)		← 実施 →						
	地区市民センター(自治センター)の整備	38か所		← 実施 →						
	地区市民センター(自治センター)の指定管理制度導入検討	制度導入		← 検討 →		← 導入 →				
協働のしくみづくり	参画		← しくみづくり →		← 広報・周知 →					